

岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、要安全確認計画記載建築物の耐震改修等を実施する民間建築物の所有者に対し、予算の範囲内において岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、規則及び建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断で、法第4条第1項に規定する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第1「建築物の耐震診断の指針」に基づき行うものをいう。
- (2) 補強設計 耐震診断の結果に基づき、地震に対して安全な構造となるよう行う建築物の耐震改修工事の設計をいう。
- (3) 耐震改修 法第2条第2項に規定する耐震改修で、基本方針別添第2「建築物の耐震改修の指針」に基づき行うものをいう。
- (4) 除却 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物の全部又は一部を撤去することをいう。（一部除却は市長が認めたものに限る。）
- (5) 耐震改修等 補強設計、耐震改修又は除却をいう。
- (6) 要安全確認計画記載建築物 法第7条第2号及び第3号に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。
- (7) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の

用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)をいう。

(8) マンション 共同住宅のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第9号の3に規定する準耐火建築物であって、延べ面積1,000平方メートル以上、かつ、地階を除く階数が3以上のものをいう。

(9) 耐震評価機関 岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条の規定により知事が指定した機関、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会又は市長が認めた機関をいう。

(10) 耐震診断資格者等 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項各号に規定する資格を有する者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかを実施する事業で、市の事業年度内に完了するものに限る。ただし、耐震改修事業又は除却事業で第20条に規定する複数年度事業計画の承認を受けたものについては、この限りでない。

(1) 補強設計

(2) 耐震改修

(3) 除却

(補強設計の実施)

第4条 補強設計事業は、建築士法第23条の登録を受けた建築士事務所に所属する耐震診断資格者等が行わなければならない。

(評価)

第5条 補強設計事業は、その結果について耐震評価機関の評価を受けなければならない。

(補助対象建築物)

第6条 補強設計事業の補助金の交付の対象となる建築物は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす建築物とする。

(1) 市内に存すること。

- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築工事に着手したものであること。
- (3) 要安全確認計画記載建築物であること。
- (4) 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反していないものであること。ただし、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定以外の規定に違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを除く。
- (5) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの（平成 28 年 4 月 1 日以後に耐震診断に着手したものについては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもので、耐震評価機関が評価したもの）であること。

2 耐震改修事業又は除却事業の補助金の交付の対象とする建築物は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす建築物とする。ただし、除却事業の場合は、第 2 号の要件は不要とする。

- (1) 前項各号に掲げる要件を全て満たすこと。
- (2) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造になるもの（平成 28 年 4 月 1 日以後に補強設計に係る耐震診断に着手したものについては、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造になると判断されたもので、耐震評価機関が評価したもの）であること。
- (3) 一部除却を伴うものにあっては、市長が認めたものに限る。

（補助事業者）

第 7 条 補助事業者は、前条に規定する補助対象建築物に係る者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者
- (2) 補助対象建築物のうち区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する者又は市長が別に定めた者
- (3) その他市長が別に定めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第 20 条第 1 項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して 2 年を経過していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）

（補助金の交付の制限）

第8条 補助金の交付回数は、同一の補助対象建築物について、同一内容の補助事業につき1回までとする。ただし、第20条に規定する複数年度事業計画の承認を受けたものについては、この限りでない。

2 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第9条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費は除く。

- (1) 耐震改修又は除却に係る工事以外に行う工事等の費用
- (2) 補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合は、消費税仕入控除税額

（補助金の額等）

第10条 補助金の額は、別表の補助事業の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助金額の欄に定める額とする。

2 第20条に規定する複数年度事業計画の承認を受けたものについては、市の事業年度ごとに補助金の交付申請を行い、当該年度ごとに補助金を交付する。

3 前項の補助金の交付については、当該年度の出来高割合によって算出した額とする。

4 補助金の算定額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助事業に着手する前に、補強設計事業にあっては岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付申請書（補強設計事業）（様式第1号）を、耐震改修事業又は除却事業にあっては岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付申請書（耐震改修事業又は除却事業）（様式第2号）を市長に提出

しなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 補強設計事業にあっては、次に掲げる補助対象建築物に係る書類とする。

- ア 添付書類チェックリスト（補強設計事業・耐震改修事業）（様式第3号）
- イ 事業計画書（補強設計事業）（様式第4号）
- ウ 要安全確認計画記載建築物であることの「確認書」又は「事前協議書」の写し
- エ 耐震診断書のうち耐震診断結果概要の写し、耐震評価機関の評価書及び判定概要書の写し（平成28年4月1日より前に耐震診断に着手又は完了している場合は、耐震診断書の写しをもって評価書等に代えることができる。）
- オ 建築の工事着手時期が推測できる書類
- カ 補助対象建築物の外観写真
- キ 関係図面（附近見取図、配置図、求積図、平面図、構造図等）
- ク 見積書及び見積内訳書の写し
- ケ 補助対象建築物の登記簿謄本
- コ 補助対象建築物が存する土地の登記簿謄本
- サ 補助対象建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の法人登記簿謄本
- シ 補助対象建築物が区分所有建築物である場合は、第7条第1項第2号に該当することを証する書類
- ス 市税の滞納無証明書
- セ 補強設計を行う建築士事務所の登録証明書及び補強設計者の建築士免許証の写し
- ソ 耐震診断及び補強設計実施者が、耐震診断資格者等であることを証する書面の写し（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第89号）附則第2条の適用を受ける場合にあっては不要とする）
- タ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修事業又は除却事業にあっては、前号に掲げるもの（イ及びセを除く。）に加えて次に掲げる補助対象建築物に係る書類とする。ただし、除却事業の場合は、イ、

ウ及びオの書類は不要とする。

ア 事業計画書（耐震改修事業又は除却事業）（様式第5号）

イ 補強設計に係る耐震診断への耐震評価機関の評価書及び判定概要書の写し（平成28年4月1日より前に補強設計に係る耐震診断に着手又は完了している場合は、補強設計に係る耐震診断書の写しをもって評価書等に代えることができる。）

ウ 補強内容（補強方法、補強箇所等）がわかる図面

エ 工事の工程がわかる書類

オ 中間工程及び完了時において、適切な工事が行われていたことを確認する者が、耐震診断資格者等であることを証する書面の写し

カ その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

（決定通知）

第12条 規則第8条の規定による通知は、岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（計画変更等の承認）

第13条 規則第12条の規定による計画変更等の申請は、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出して行わなければならない。

（1）補助金の交付決定額に変更が生じるとき

ア 岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付決定額変更申請書（様式第7号）

イ 事業計画書（変更事業計画書）（補強設計事業）（様式第4号）又は事業計画書（変更事業計画書）（耐震改修事業又は除却事業）（様式第5号）

ウ 変更内容がわかる図書等

エ 変更見積書及び変更見積内訳書の写し

オ その他市長が必要と認める書類

（2）補助金の交付決定額に変更が生じないとき

ア 岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業変更承認申請書（様式第8号）

- イ 変更内容がわかる図書等
- ウ 変更見積書及び変更見積内訳書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

- ア 岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）

- イ 市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請の承認に際し、必要に応じて条件を付すことができる。
- 3 規則第12条の承認は、岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書（様式第10号）又は岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第11号）を補助事業者に通知することにより行うものとする。

（着手届）

第14条 規則第15条に規定する着手届は、岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業着手届（様式第12号）に契約書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（中間出来高検査・状況報告）

第15条 補助事業者は、耐震改修工事の工程が市長の指定した工程に達したときは、岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業中間出来高検査申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、中間出来高の検査を受けなければならない。

- (1) 中間工程工事の内容がわかる書類・図面及び写真
- (2) 中間工程に達するまで適切に工事が行われていたことが確認できる耐震診断資格者等による施工状況報告書（様式第14号）

- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、耐震改修事業について市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該報告をしなければならない。

（完了検査）

第16条 補助事業者は、耐震改修工事又は除却工事が完了したときは、直ちに岡山市

要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業完了検査申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、完了検査を受けなければならない。ただし、除却事業の場合は、第3号の書類の添付は不要とする。

- (1) 工事完成写真
 - (2) 工事写真（工事着手前及び工事中の工事写真）
 - (3) 適切に耐震改修工事が行われていたことが確認できる耐震診断資格者等による適合確認書（様式第16号）
 - (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による完了検査済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定による建築確認済証の交付が必要な工事の場合に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 補強設計事業における規則第15条に規定する完了届の提出は、要しない。
(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に、岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業実績報告書（様式第17号）に次に掲げる書類（耐震改修事業又は除却事業の場合は第3号及び第4号を除く。）を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 補強設計事業にあっては、事業実績明細書（補強設計事業）（様式第18号）、耐震改修事業にあっては、事業実績明細書（耐震改修事業又は除却事業）（様式第19号）
- (2) 契約代金の支払等を証する書類
- (3) 補強設計に係る耐震診断への耐震評価機関の評価書及び判定概要書の写し
- (4) 補強内容（補強箇所、補強方法等）がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第18条 規則第17条に規定する通知は、岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付額確定通知書（様式第20号）により行うものとする。
(補助金の交付)

第19条 規則第19条第2項に規定する請求は、岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金交付請求書（様式第21号）を市長に提出して行わなければならない。
(複数年度事業計画の承認)

第20条 耐震改修事業又は除却事業において、当該事業を分割することが困難なもの、著しく不経済になるもの等で、事業を一括して施行する必要があり、かつ、当該事業が複数年度にわたる場合にあっては、市長に岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金複数年度事業計画承認申請書（様式第22号）を提出し、事業計画の承認を得なければならない。ただし、中国地方整備局長の全体計画承認を受けているものは、複数年度事業計画の承認は不要とする。

2 前項の複数年度事業計画承認申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、除却事業の場合は、第3号及び第6号の書類の添付は不要とし、第9号の耐震改修工事を除却工事と読み替えるものとする。

- (1) 要安全確認計画記載建築物であることの「確認書」又は「事前協議書」の写し
- (2) 耐震診断書のうち耐震診断結果概要の写し、耐震評価機関の評価書及び判定概要書の写し（平成28年4月1日より前に耐震診断に着手又は完了している場合は、耐震診断書の写しをもって評価書等に代えることができる。）
- (3) 補強設計に係る耐震診断への耐震評価機関の評価書及び判定概要書の写し（平成28年4月1日より前に補強設計に係る耐震診断に着手又は完了している場合は、補強設計に係る耐震診断書の写しをもって評価書等に代えることができる。）
- (4) 補助対象建築物の外観写真
- (5) 補助対象建築物の附近見取図、配置図、求積図、平面図等
- (6) 補強内容がわかる図面等
- (7) 年度ごとの出来高及び資金計画が確認できる書類
- (8) 年度ごとの工程が確認できる書類
- (9) 耐震改修工事を完了させる旨の誓約書
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 第1項ただし書きの規定により、複数年度事業計画の承認を不要とする場合にあっては、初年度に限り、第11条第1項の耐震改修等事業補助金交付申請書に添付する書

類に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、除却事業の場合は、第5号の耐震改修工事を除却工事と読み替えるものとする。

- (1) 中国地方整備局長の全体計画承認書の写し
- (2) 複数年度にまたがる理由書
- (3) 年度ごとの出来高及び資金計画が確認できる書類
- (4) 年度ごとの工程が確認できる書類
- (5) 耐震改修工事を完了させる旨の誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 事業の最終年度以外においては、第16条第1項に規定する耐震改修等事業完了検査申請書に添付する書類に加え、次の書類を添付するものとする。

- (1) 出来高割合を算定した工事内訳書
- (2) 出来高内容のわかる図書及び写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

5 市長は第1項の申請の内容が適当と認めたときは、岡山市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業補助金複数年度事業計画承認書（様式第23号）により通知するものとする。

6 事業が複数年度にわたる耐震改修事業又は除却事業で、全体の工事の完了が確認できない場合などは、市長はそれまでの補助金交付決定を取り消しすることができる。

7 補助事業者は、前項の規定により補助金交付決定を取り消された場合は、それまでに交付された補助金を返還しなければならない。

（公表）

第21条 市長は、本事業の耐震改修等の結果を遅滞なく公表するものとする。ただし、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第5条各号に定める情報は公表してはならない。

（取引上の報告）

第22条 補助事業を完了した者は、当該建築物を譲渡しようとするとき、貸与しているとき、又は貸与しようとするときは、譲受人となる者、賃借人又は賃借人になる者に、耐震改修等の結果を報告しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるものほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に補助金を交付すべき事由が生じ、かつ、施行日以降に委託業務又は工事が完了した事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条、第9条、第10条関係）

補助事業の種別	補助対象経費	補助金額
補強設計事業	<p>次に掲げる経費の合計額とする。</p> <p>(1)補強設計に係る経費</p> <p>(2)第5条の評価に係る経費</p> <p>ただし、補助対象経費の上限額は次に掲げる金額の合計とする。</p> <p>ア 延べ床面積が1, 000m²以内の部分 3, 670円／m²</p> <p>イ 延べ床面積が1, 000m²を超えて2, 000m²以内の部分 1, 570円／m²</p> <p>ウ 延べ床面積が2, 000m²を超える部分 1, 050円／m²</p>	<p>(1) 補助対象経費が5, 250千円以下の場合 補助対象経費に6分の5を乗じて得た額</p> <p>(2) 補助対象経費が5, 250千円を超える場合 4, 375千円</p>
耐震改修事業 又は除却事業	<p>耐震改修工事又は除却工事（天井のみの耐震改修工事費、工事監理に係る費用及び除却後の建築に係る費用を除く。）に係る経費とする。ただし、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1)住宅(マンションを除く。)の耐震改修工事費については、39, 900円／m²を限度とする。</p> <p>(2)マンションの耐震改修工事費については、51, 700円／m²（耐震診断の結果、I s（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56, 900円／m²）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用</p>	<p>(3) 補助対象経費が30, 000千円以下の場合 補助対象経費に15分の11を乗じて得た額</p> <p>(4) 補助対象経費が30, 000千円を超える場合 22, 000千円</p>

	<p>を確保することが必要であると市が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は86,400円／m²を限度とする。</p> <p>(3)上記用途以外の建築物の耐震改修工事費については、57,000円／m²（耐震診断の結果、I_s（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は62,700円／m²）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると市が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は93,300円／m²を限度とする。</p> <p>(4)耐震改修工事と併せて、天井の耐震改修工事を行う場合については、次に掲げる限度額を加算する。</p> <p>(1) 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等（以下「劇場等」という。）の用に供する建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費に限る。）は、400,000円（ネット等による落下防止措置で、ワイヤーの設置による場合は160,000円、それ以外の場合は64,700円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ3m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円</p>	
--	--	--

	<p>を減ずる。) に天井面積を乗じた額を限度とする。</p> <p>(2) 劇場等以外の用に供する建築物の耐震改修工事費 (天井の耐震改修工事費に限る。) は、80,000円 (ネット等による落下防止措置を行う場合は13,600円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は90,000円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ3m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。) に天井面積を乗じた額を限度とする。</p>	
--	--	--